

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県蜜蜂転飼調整条例		
条 例 番 号	昭和 29 年神奈川県条例第 48 号	法 規 集	第 9 編第 4 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	環境農政部畜産課		
条 例 の 概 要	県内における養ほう事業の健全な発達を図るため、転飼の許可及び手数料に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	蜜蜂の飼養者が必要な蜜源を確保し相互に利害を阻害されないよう、蜜蜂の転飼を知事の許可により行い、ほう群（蜜蜂の群）の配置を適正に調整することで養ほう事業の健全な発展を図るとともに、地方自治法第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定に基づき、その手数料を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	転飼調整については県職員、県養蜂組合員を委員として構成する転飼調整委員会で行い、この調整結果に基づき転飼の許可を与えることでほう群の適正配置がなされており、飼養者の相互の利害を阻害せず、有効に機能している。	・ 転飼許可件数 H16 年度 306 件 H17 年度 291 件 H18 年度 338 件 H19 年度 320 件 H20 年度 262 件
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	養ほう振興法に基づいて毎年知事に提出している飼養届により、県内における年間の転飼計画を把握し、転飼調整委員会であらかじめ調整した上で許可を与えており、効率的に運用されている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	養ほう事業の健全な発展は、県の総合計画である「神奈川力構想」及び神奈川県都市農業推進条例における新鮮で安全・安心な食料等の安定供給を図るという基本方針に適合するものである。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	養ほう振興法及び地方自治法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	(有) 無